

建築設備工事監理状況調書			
確 認 項 目		添付書類	
共通	1	令第 9 条の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認している。	
避雷設備	1	被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。	
	2	被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。	写真
	3	引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電氣的に接続されている。	写真
	4	引下げ導線システムが保護レベルに応じた平均間隔に配置されている。	
	5	接地極システムが設計通りに施工されている。	写真
	6	外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。	
その他			

(注意)

1 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

2 項目に記載がない建築設備(給排水設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に記入し、写真、データ等を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)